

○北杜市総合計画策定本部規程

平成18年3月23日

訓令第33号

改正 平成19年3月26日訓令第5号

平成21年11月19日訓令第14号

平成27年3月27日訓令第2号

北杜市総合計画策定本部規程(平成17年北杜市訓令第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 北杜市総合計画(以下「計画」という。)を合理的かつ能率的に策定するため、北杜市総合計画に関する規則(平成18年北杜市規則第93号)第4条の規定に基づき、北杜市総合計画策定本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、市の基本構想及び基本計画を策定するために必要な企画調査、調整、研究及び資料の収集を行うものとする。

(組織)

第3条 本部がその職務を行うのは、本部員会議、推進会議及び計画班によるものとする。

2 本部は、本部長、副本部長、本部員、部員、班長、副班長及び班員をもって組織する。

3 本部長は、市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部員会議は、本部長、副本部長及び別表第1に掲げる職にある本部員をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部長は、本部員会議を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

4 本部員会議は、計画に係る全ての原案策定を行うものとする。

(推進会議)

第5条 本部に推進会議を置き、別表第2に掲げる職にある部員をもって構成し、企画部長が招集する。

- 2 企画部長は、推進会議を総理する。
- 3 推進会議は、基本計画案及び実施計画案の策定を行うものとする。

(計画班)

第6条 本部に計画班を置き、別表第3に掲げる班員をもって構成し、本部長が任命する。

- 2 班に班長及び副班長を各1人置き、企画部長が指名する。
- 3 班長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 計画班は、次に掲げる事項の中から本部長が指示した事項（以下「検討事項」という。）について調査検討し、その結果を企画部長を経て本部長に報告する。

- (1) 基本計画及び実施計画の素案の作成に関する事項
- (2) 合併前の事務事業の整理及び分析・検証に関する事項
- (3) 担当する事務事業等及び各種関連計画との調整・整合に関する事項
- (4) 担当する業務等に係る「現況と課題」、「基本方針」、「主要施策」、及び「施策及び事業」等の素案の作成に関する事項
- (5) 所属部署内の連絡調整及び意見の取りまとめに関する事項
- (6) 市民で構成する研究集会と連携し、素案を検討することに関する事項
- (7) その他基本計画及び実施計画の作成に必要な事項

- 5 計画班は、検討事項ごとに班を編成し、調査検討に当たる。
- 6 班長は、必要に応じ計画班以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 班長は、各班での調整が必要と認めた場合は、班長間で協議し、合同会議を開催することができる。
- 8 班の庶務は、班長が指名する者において処理する。

(庶務)

第7条 本部に関する庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第5号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月19日訓令第14号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職名
市長、副市長、教育長、部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、支所長、次長、政策秘書課長、財政課長、総務課長

別表第2（第5条関係）

職名
企画課長、財政課長、管財課長、総務課長、地域課長、税務課長、収納課長、市民課長、介護支援課長、健康増進課長、福祉課長、子育て支援課長、環境課長、上水道課長、下水道課長、農政課長、林政課長、観光・商工課長、食と農の杜づくり課長、まちづくり推進課長、住宅課長、道路河川課長、用地課長、教育総務課長、生涯学習課長、学校給食課長、学術課長、中央図書館長、会計課長、各総合支所地域市民課長

別表第3（第6条関係）

計画班	
ネットワーク都市班	政策秘書課、企画課、財政課、管財課、税務課、収納課、道路河川課、会計課、議会事務局、監査委員事務局及び総合支所地域市民課に所属する職員で、所属部、局又は支所の長等が推薦した者（所属ごとに1人）
環境共生都市班	総務課、環境課、上水道課、下水道課、まちづくり推進課、住宅課、用地課及び総合支所地域振興課に所属する職員で、所属部、局又は支所の長等が推薦した者（所属ごとに1人）

交流産業都市班	農政課、林政課、観光・商工課、食と農の杜づくり課、農業委員会事務局及び総合支所地域振興課に所属する職員で、所属部、局又は支所の長等が推薦した者（所属ごとに1人）
生活文化都市班	地域課、市民課、介護支援課、健康増進課、福祉課、子育て支援課、教育総務課、生涯学習課、学校給食課、学術課、中央図書館及び総合支所地域市民課に所属する職員で、所属部、局又は支所の長等が推薦した者（所属ごとに1人）